厚生関連資料

今月の資料　（法法律，令政省令，告告示，通通知，事事務連絡，他その他）

事　疑義解釈資料の送付（その 58）（10/19 保険局医療課）……p.65
事　「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等にかかる疑義解釈資料の送付（10/19 保険局医療課）……p.65
通　検査料の点数の取扱い（保医発 1031･3）……p.65
通　令和 5 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続き（DPC/PDPS）（保医発 0929･3）……p.65

＊本欄で示す“p.00／p.00”は，原則“診療点数早見表（DPC 点数早見表）2022 年 4 月版／2023 年 4 月増補版”ページ数です。

事　疑義解釈資料の送付（その 58）

令和 5 年 10 月 19 日
保険局医療課事務連絡

医科診療報酬点数表関係

【人格検査】

問 1　D284 人格検査「2」操作が複雑なものについて，MMPI-3 は含まれるか。

答　含まれる。

医科診療報酬点数表関係（DPC）

【DPC】

問 1　地域医療支援病院であって，紹介受診重点医療機関として公表された病院において，医療機関別係数は A204 地域医療支援病院入院診療加算及び A204-3 紹介受診重点医療機関入院診療加算に係る機能評価係数Ⅰを合算して計算するのか。

答　両方の機能評価係数Ⅰを合算することはできない。どちらか一方を機能評価係数Ⅰに合算する。

事　「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等にかかる疑義解釈資料の送付

令和 5 年 10 月 19 日
保険局医療課事務連絡

【解説】本誌 10 月号 p.81 ～ p.91 に記載の「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」と「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱い」に関する疑義解釈が発出されました。

問 1　9 月 15 日施設基準事務連絡別添の 2⑵①のエにおいて，「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足したことを別紙様式 1 に記載し，各地方厚生（支）局に報告すること」とされているが，当該報告はいつまでに行えばよいか。

答　前月の実績で 1 割以上の変動又は歴月で 1 か月を超える 1 割以内の変動があったことを把握した後，速やかに報告を行う。

問 2　9 月 15 日施設基準事務連絡別添の 3 において，「令和 5 年 10 月における入院基本料及び特定入院料の施設基準に関する状況について，自己点検を行い，令和 5 年 11 月 17 日までに地方厚生（支）局へ別紙様式 2 により報告すること」とされているが，自己点検の結果，令和 5 年 9 月 15 日事務連絡別添の 2⑵において延長された要件のみ満たしていなかった場合，別紙様式 1，別紙様式 2 の報告についてどのように考えればよいか。

答　別紙様式 1，別紙様式 2 をそれぞれ報告する必要がある。

なお，その場合，別紙様式 2 の「該当に○」，「届出区分」，「病棟数」及び「病床数」欄はそれぞれ記載した上で，「検証結果」欄のうち，本来の基準を満たしていないものについては，空欄のまま報告する。

通　検査料の点数の取扱い

令和 5 年 10 月 31 日
保医発 1031 第 3 号

【解説】令和 4 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が一部改正されました。11 月 1 日からの適用です。

（p.445 左段下から 15 行目／p.451 左段下から 12 行目の次に挿入）

→悪性腫瘍組織検査

⑷　「1」の「ロ」処理が複雑なものとは，（中略）

ア～カ　（略）

キ　固形腫瘍（肺癌及び大腸癌を除く）における BRAF 遺伝子検査（PCR-rSSO 法）

ク　悪性リンパ腫における BRAF 遺伝子検査（PCR-rSSO 法）

（令 4 保医発 0304･1，0428･6，0531･4，0930･9，1031･4，令 5 保医発 0831･3，1031･3）